

## 日本保健医療大学履修規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、日本保健医療大学(以下「本学」という。)学則に定めるもののほか、授業科目の履修、試験、成績の評価及び進級に関し必要な事項を定めるものとする。

### (授業科目)

第2条 開設する授業科目、配当年次、時間数、必修・選択の別、卒業要件及び履修条件は、学則別表第1のとおりとする。

### (履修登録)

第3条 本学学生(以下「学生」という。)は、学年の始めに、履修しようとする科目について、履修登録を行わなければならない。

- 2 履修登録及び変更は、指定された期間以外には行うことができない。
- 3 学生は、前2項の履修登録及び変更を行った後においては、任意に履修科目を変更することはできない。

### (履修登録の制限)

第4条 次に掲げる授業科目は、履修登録をすることができない。

- (1) 在学年次より上級年次に配当されている授業科目
- (2) 既に単位を修得した授業科目
- 2 前条第1号については、特別の事情がある場合には、履修登録を認めることがある。
- 3 授業時間が重複する授業科目は、原則として履修登録できない。

### (定期試験)

第5条 定期試験は、当該授業科目の開講時期の中間及び期末に原則として期間を定めて行う。

- 2 前項の試験は、筆記試験、口述試験、実技試験、課題レポート等により行う。
- 3 試験は、原則として科目別に当該科目の担当教員がこれを行う。
- 4 正当な理由なく定期試験を欠席した場合は単位を認定しない。
- 5 本規程における「正当な理由」については以下の通りとする。
  - (1) 学校保健安全法施行規則第18条・19条に準拠する感染症に罹患した場合
  - (2) (1)の濃厚接触者と判定された場合
  - (3) (1)感染症以外の病気や怪我で、緊急性が高い場合や生命の危機に瀕する場合など、入院や手術等が必要と判断された者

- (4) 忌引き
- (5) 災害
- (6) 公共交通機関の遅延・運休

(受験資格)

第6条 定期試験は、各授業科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければ、受験することができない。

- 2 前項に定める時間数に満たない者で、全ての欠席に正当な理由がある者については、担当教員が補講等を行うこととし、学長が教授会の意見を聴いて、追試験の受験を認めることができる。

(追試験)

第7条 追試験は、正当な理由により、定期試験を受験することができなかった者に対して行うことができる。

- 2 追試験を受験しようとする者は、「追試験受験願」に、医師の診断書その他試験を受験することができなかったことを証する書面を添えて、当該授業科目の試験終了後遅滞なく所定の期日までに学長宛て提出しなければならない。

(再試験)

第8条 再試験は、定期試験に不合格になった者に対して行う。

- 2 前項に規定する再試験を受けようとする者は、再試験料を納付の上、「再試験受験願」を各回の再試験の所定の期日までに学長宛て提出しなければならない。

(単位認定試験)

第8条の2 単位認定試験は、追試験又は再試験が不合格となった者に対して行う。

- 2 前項に規定する単位認定試験を受けようとする者は、再試験料を納付の上、「再試験受験願」を各回の再試験の所定の期日までに学長宛て提出しなければならない。
- 3 単位認定試験は当該授業科目の開講時期の期末もしくは年度末に行われる。
- 4 単位認定試験に不合格となった者については、単位を認定しない。
- 5 単位認定試験では追試験及び再試験は行わない。

(成績の評価)

第9条 試験等の成績評価は、100点を満点とし、当該科目の担当教員が次の基準により行う。

評価/評点	100点 ~90点	89点~80点	79点~70点	69点~60点	60点未満
成績評価	S	A	B	C	D
判定	合格	合格	合格	合格	不合格

- 2 追試験の成績評価は80点を満点に換算する。
- 3 再試験及び単位認定試験に合格した者の成績評価はCとする。
- 4 2人以上の教員により授業が分担される授業科目については、当該教員の合議により、成績評価を行う。

(総合成績評価・GPA)

第9条の2 前条の成績評価に対して、グレード・ポイント(以下「GP」という。)を設定し、不合格の授業科目も含めて、履修登録した授業科目のグレード・ポイントの平均(グレード・ポイント・アベレージ、以下「GPA」という。)を算出し、総合成績評価を行う。

- 2 成績評価に対するGPは、次のとおりとする。

判定	合格				不合格
評価	S	A	B	C	D
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

- 3 GPAを算出する基準は次のとおりとする。  
$$GPA = \{ (\text{各学期に評価を受けた科目のGP}) \times (\text{当該科目の単位数}) \} \text{の累計} \\ \div (\text{各学期の履修登録科目の単位数の合計}) \text{累計}$$
- 4 GPAは、各学期毎に履修登録した授業科目を対象として算出されたGPA(「学期GPA」という。)及び入学後に履修登録した全授業科目を対象として算出されたGPA(「通算GPA」という。)の2種類とする。
- 5 履修登録科目のうち成績評価が未確定の授業科目はGPA計算には含めず、評価が確定した時点での総合成績評価に加える。
- 6 既修得単位の認定により単位を修得した授業科目については、GPA計算には含まない。

(不正行為)

第10条 試験において不正行為があったときは、当該試験を不合格とする。

- 2 試験監督の指示に違反した場合は、不正行為があったものとみなす。

(再履修)

第11条 単位を修得できなかった授業科目については、原則として再履修しなければならない。

(進級の基準等)

第12条 各年次に配当された必修科目のすべての単位を修得した者は次の学年に進級することができる。

- 2 第1項の基準に達しなかった者のうち、定期試験の受験資格を満たした上で単位未修得の科目が実習科目を除き2科目以下の場合、当該授業科目の成績評価を保留とし、次の学年に進級することができる。
- 3 先修条件のある授業科目は、所定の科目の単位を修得していなければ履修することはできない。先修条件のある授業科目は別表の通りとする。

(単位認定最終試験)

第12条の2 単位認定最終試験は、単位認定試験が不合格となった者に対して行う。

- 2 前項に規定する単位認定最終試験を受けようとする者は、再試験料を納付の上、「再試験受験願」を各回の再試験の所定の期日までに学長宛て提出しなければならない。
- 3 単位認定保留科目は単位認定最終試験に合格することで単位が認定される。
- 4 単位認定最終試験は授業科目の成績評価が保留と判定された年度の次年度以降に行う。但し、当該科目が先修条件に係る場合は先修条件のある授業科目の開始前に実施することができる。
- 5 単位認定最終試験に合格となった者の成績評価については、単位認定試験に準ずる。
- 6 単位認定最終試験に不合格となった者については原級留置とし、次年度以降の単位認定最終試験を受験することができる。
- 7 単位認定最終試験では追試験及び再試験は行わない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表 先修条件のある科目

1 保健医療学部看護学科

授業科目名	先修条件
基礎看護学実習Ⅱ	「専門基礎系科目」における2年次前期までの必修科目、並びに「看護学専門科目」における「看護学の基本」の科目のうち、2年次前期までの必修科目の単位を修得していること。
成人看護学実習、老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習、精神看護学実習、在宅看護論実習	3年前期までの専門基礎系科目及び看護学専門科目の単位を修得していること。
課題別実習	3年後期までの専門基礎系科目及び看護学専門科目の単位を修得していること。
公衆衛生看護学実習	3年後期までの必修科目の専門基礎系科目及び看護学専門科目の単位を修得していること。

2 保健医療学部理学療法学科

授業科目名	先修条件
検査・測定実習	2年前期までの必修科目の単位を全て修得していること。
評価実習	3年前期までの必修科目の単位を全て修得していること。
総合臨床実習Ⅰ、総合臨床実習Ⅱ 地域理学療法実習	3年後期までの必修科目の単位を全て修得していること。